

## 誓 約 書

公益財団法人 交流協会

理 事 長 殿

1. 私は、交流協会奨学金留学生制度が、日台間の教育・学術・文化の交流を図ることを目的としていることを理解し、交流協会奨学金留学生として、留学生の模範となるよう努め、次の事項を守ることを誓約します。

- (1) この制度の目的を果たすために、日本の大学における学則その他大学の定める規則に従い、学習又は研究に専念すること。
- (2) 日本の社会秩序や法令等に違反しないよう行動すること。
- (3) 交流協会から支給される奨学金の額を超えて必要とする金額については、自己の責任において支弁すること。
- (4) 日本において債務を負った際は、自己の責任において弁済すること。
- (5) 理由の如何に拘らず、他の奨学金を重複して受給しないこと。

2. 上記事項に違反した場合、申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合、又は大学において懲戒処分を受けた場合、若しくは学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定した場合には、交流協会理事長より奨学金の支給を取りやめられても、不服を申し立てません。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者署名 \_\_\_\_\_